「令和8年度　多摩市立学校における働き方改革推進プラン」の策定について

資料３

○本プランの趣旨

教育職員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、より一層の学校教育の質の維持向上を目的とし、第二次多摩市教育振興プランで掲げる「子どもたちの生きる力の育成」、「学校・家庭・地域の連携・協働の拡充」、「豊かな地域づくりに向けた学びの支援」の3つの教育目標の実現を図る。

○背景

令和7年6月成立の改正給特法において、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表及び総合教育会議への報告が定められ、令和7年9月には計画策定時に踏まえるべき内容が文部科学大臣により示された。本市においては従来改定してきた「多摩市立学校における働き方改革推進プラン」に、示された視点の内容を盛り込んだ上で策定する。

○令和7年度の状況

・時間外在校等時間の状況

	年平均	月45～80時間の割合	月80時間以上の割合
小学校	32時間39分	24.0%	1.2%
中学校	44時間22分	36.4%	10.3%
全体	36時間41分	28.3%	4.4%

・管理職及び教員の時間外在校等時間の状況

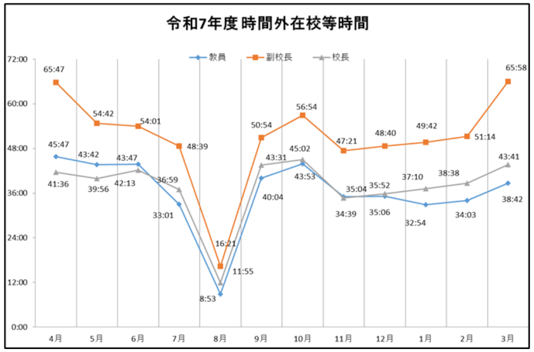

・校長R7:37時間36分
　R6:37時間37分
　（前年比▽1分）
・副校長R7:50時間51分
　R6:51時間5分
　（前年比▽ 14分）
・教員R7:36時間 1分
　R6：36時間23分
　（前年比▽ 22分）

・ストレスチェックの結果及び教育職員の休暇取得状況

指標	結果
高ストレス者の割合	11.4%
総合健康リスクが基準値である100を上回った学校数	4校/26校
全教育職員の年次有給休暇取得日数	16.5日

※総合健康リスク・・・職場のストレスの状態（仕事量、仕事の裁量、上司・同僚の支援）が労働者の健康にどの程度影響を与えるかを判断するための指標

○計画期間

令和8年度～令和11年度

○目標

（1）時間外在校等時間に関する目標
　○1か月の時間外在校等時間が45時間以内の教育職員の割合を100％とする。
　○教育職員の1年間における時間外在校等時間の上限を360時間、1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする。
（2）ライフ・ワーク・バランス等に関する目標
　○年間の年次有給休暇の平均取得日数を16.4日以上とする。
　○ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を11.3%以下とする。
　○ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を全校100以下とする。

【令和8年度の目標】
（1）時間外在校等時間に関する目標
　○1か月の時間外在校等時間が45時間以内の教育職員の割合を70％以上とする。
　○教育職員の1年間における時間外在校等時間の上限を360時間、1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする。特に、副校長の1か月の時間外在校等時間を45時間程度とする。
（2）ライフ・ワーク・バランス等に関する目標
　○年間の年次有給休暇の平均取得日数を16.4日以上とする。
　○ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を11.3%以下とする。
　○ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を全校100以下とする。

【今後のスケジュールについて】
・国が示した「業務管理・健康確保措置」の方向性を踏まえて、校長会等で意見交換の上、本プランに記載する。
・10月開催の教育委員会にて決定する。
・11月開催予定の第二回総合教育会議にて報告する。